

生徒会規約

第1章 総 則

第1条 本会は北九州市立高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は北九州市立高等学校生徒全員をもって組織する。

第3条 本会は生徒全員が本校生徒たる自覚に基づき会員の総意により自主的積極的に学校生活を充実発展せしめ、円満な人格の完成と明朗厳正な校風の維持高揚を図ることを目的とする。

第4条 会員はすべて本会の活動に積極的に参加する権利と義務を有する。

第5条 本会は学校と緊密な連絡を行いつつ円満能率的に運営する。

第6条 本会のあらゆる権限は校長より委任されたものであり、その決議事項は校長の承認を要する。

第2章 機 関

第7条 本会には下記の機関をおく。

生徒総会、生徒会役員会、学級委員会、学級会、専門委員会、部長会。

第8条 総会は生徒会の最高の議決機関であり、全会員をもって構成する。議長は構成員中より選出し、生徒会役員会が運営に当たる。

第9条 定期総会は年1回開く。

そのほか臨時総会は下記の場合、会長がこれを招集する。会期、日時、場所、議題は3日前に告示するものとする。

- 1 学級委員会の要求がある場合
- 2 全会員の3分の1以上の要求がある場合
- 3 会長が必要と認めた場合

第10条 総会は本会則の改正、予算決算の承認、その他本会運営に関する事項の徹底を図るため、意見を聴取し、審議決定する。

第11条 生徒会役員会は、生徒会長の統轄のもとに本会の運営に関する次の諸事項を企画する。そのほか学級委員会の決定事項を執行する。

- 1 生徒会活動の研究調査および企画
- 2 学級委員会への提出議案の作成
- 3 各委員会の運営
- 4 対外関係の推進
- 5 そ の 他

第12条 学級委員会は、生徒総会につぐ議決機関であり、生徒会役員会の活動を補佐する。

第13条 学級会は各学級生徒全員をもって構成し、当該学級に関する事項および学級委員会または生徒会役員会から委託された事項を審議決定する。

第14条 専門委員会は次の学級役員をもってそれぞれの委員会を構成し、各専門委員会の委員長が必要と認めた場合に招集し、これを運営する。各委員長は、それぞれの委員会において選出するものとする。

学習委員、生活指導委員、美化委員、体育委員、保健委員、会計委員、行事企画委員

第15条 部長会議は各部の部長をもって構成し、生徒会長が必要と認めるとき、および部長の3分の1以上の必要があったとき招集し、これを運営する。

第16条 各会議は定員の3分の2以上の出席で成立し、議決は出席者の過半数による。

第3章 役員

第17条 本科に下記の役員をおく。

生徒会長 1名、副会長 2名、書記、会計、庶務

第18条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長 本会を代表し生徒会役員会および生徒会を統轄する。
- 2 副会長 生徒会長を補佐し、生徒会長に事故あるときはこれを代行する。
- 3 書記 生徒会に関する記録および関係書類の保管にあたる。
- 4 会計 生徒会の運営に関する会計事務を行う。
- 5 庶務 生徒会の運営に関する事務一般を行う。

第19条 本会役員の仕事については別にこれを定める。

第20条の1 本会役員の仕事は1か年とする。ただし重任を妨げない。役員に欠員が生じた場合はこれを補充する。この場合の仕事は前任者の残任期間とする。

第20条の2 体育祭および文化に関する行事の後期開催の場合については第20条の1の規定にかかわらず、旧役員の仕事において新役員と協力して、これを運営するものとする。関係する専門委員についてもこれを準用する。

第20条の3 学級で選出する専門委員については、前期・後期に分けて選出する。ただし重任を妨げない。

なお、保健委員、行事企画委員は一年間を通してその任にあたることを原則とする。

第21条 この規約を改正するときは、生徒総会において総員の3分の2以上の承認を得なければならない。

付 則

- (1) 1年を前期（4月より9月）、後期（10月より3月まで）の2期に分け、学級委員および専門委員の仕事は1期とする。
- (2) 本会則は昭和39年3月1日より施行する。
本会則は平成21年6月1日より改正施行する。

生徒会役員選挙規程

第1章 総 則

- 第1条 本会において選挙する役員は、会則第17条に基づき、会長1名、副会長2名の3名とする。
- 第2条 正副会長は本会の会員中より投票により選出し、校長の承認を経てのち就任する。
- 第3条 書記、会計、庶務は会員中よりそれぞれ指名して会長が委嘱する。

第2章 選挙管理委員会

- 第4条 本会役員選挙に関しては選挙管理委員会を設ける。
- 第5条 選挙管理委員会は第3学年の学級委員2名をあて、計10名の委員をもって構成する。
- 第6条 選挙管理委員会は学級単位に投票者名簿をつくり投票用紙の用意その他選挙に関するいっさいの事務にあたる。
- 第7条 互選により選出された選挙管理委員長は選挙事務を統轄する。
- 第8条 選挙管理委員会は立候補受付開始日の1週間前に選挙の告示をする。

第3章 候補者および選挙権

- 第9条 候補者は生徒会長2年生、生徒会副会長1, 2年生より選出する。
- 第10条 候補者は選挙告示で指定された日時までに推薦者連名のもとに、正副会長の区別を明記し、直接管理委員長に立候補の届出をしなければならない。
- 第11条 選挙権は本会員平等に有する。ただし停学者、休学者をのぞく。

第4章 選挙運動

- 第12条 候補者および推薦者は、選挙管理委員会のもとに、投票日前日までの登下校時、昼休みに校門または各学級で、選挙運動を行うことができる。
- 第13条 候補者の氏名の掲示場所は選挙管理委員会より指示する。なお、本校掲示規定に従わなければならない。
- 第14条 選挙管理委員は、候補者のため選挙運動をすることはできない。

第5章 投票および開票

- 第15条 投票の期日、方法その他は選挙管理委員会の指示に従う。
- 第16条 選挙管理委員会は開票立会人立会の上、開票し集計しなければならない。
- 第17条 選挙に関して不正または不当その他の事由により異議のある者は、選挙管理委員会に文書をもって申し出ることができる。同委員会はこれについて善処する。

付 則

本規定は昭和39年3月1日より実施する。
本規定は平成21年6月1日より改正実施する。